

秋田県農業再生協議会 令和7年度通常総会

日 時	令和7年5月20日(火) 午後3時30分
場 所	秋田県JAビル 9階コンベンションホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長選任

4 議事録署名人選任

5 議 事

議案第1号 令和6年度事業報告並びに収支計算書について

議案第2号 令和7年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について

議案第3号 秋田県農業再生協議会諸規程の改正(案)について

6 その他

県産米の需給状況等について

7 閉 会

令和 7 年度 通常総会資料

日 時：令和7年5月20日(火)

午後3時30分より

場 所：秋田県JAビル

9階コンベンションホール

秋田県農業再生協議会

目 次

議案第1号	令和6年度事業報告並びに収支計算書について	…	1
	監査報告	…	1 3
議案第2号	令和7年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について	…	1 4
議案第3号	秋田県農業再生協議会諸規程の改正(案)について	…	2 2

議案第1号 令和6年度事業報告並びに収支計算書について

令和6年度事業報告

1 事業実施の基本的考え方

秋田県農業再生協議会規約に基づき、以下の事業を行った。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの検討・推進に関すること。
- (3) 県域の「生産の目安」を踏まえた、需要に応じた米生産の推進に関すること。
- (4) 担い手への農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 事業内容

(1) 経営所得安定対策等の推進

需要に応じた米生産及び本制度の円滑な運営に向け、助成内容や要件等について情報提供を行うなど、農業者に対する制度の周知や活用促進に向けた活動を行った。

また、産地交付金県推進枠の「大豆・重点野菜・新規需要米への助成」の対象品目に新市場開拓用米（輸出用米）を追加し、今後、需要の増加が期待される品目への取組を推進したほか、主食用米への揺り戻しによる県内実需者への供給が不安定にならないよう、「飼料用米の多収品種取組助成」を新設し、作付定着を推進した。

(2) 水田収益力強化ビジョンの推進

水田収益力強化ビジョンについては、県域の関係農業団体や地域農業再生協議会と共有するとともに、水田のフル活用と特色ある産地づくりを図るため、地域と一体となって生産性向上及び低コスト生産に資する取組を推進した。

(3) 需要に応じた米生産の推進

需要に応じた米生産の実現に向け、事前契約の早期締結を推進したほか、確実な需要が見込めない米については、飼料用米や加工用、輸出用等の非主食用への振り分けを進めた。

また、本協議会に設置した「需要に応じた米生産に関する専門部会」や、地域農業再生協議会担当者等を参集したブロック別会議を開催することにより、国の施策や米情勢について関係団体と認識を共有した。

さらには、秋田米レポートによる全国及び県産米の需給状況とその需給見通しや、県全体の「生産の目安」について情報提供を行い、地域段階における需要に応じた米生産への取組を支援した。

(4) 農地の利用集積の推進

本県の強みであるほ場整備と農地集積、高収益作物の導入をセットにした「あきた型ほ場整備」を引き続き推進したほか、農地の集積・集約化に向け、農地中間管理事業推進チームを中心に関係機関が連携して現場段階の取組を進めた。

また、各市町村が地域計画を令和6年度末までに円滑に策定・公表できるよう、関係機関との連携を強化し取組を支援した。

(5) 担い手の育成・確保の推進

認定農業者等の経営改善や経営管理能力向上を目的とした研修会・セミナーを合わせて2回開催したほか、多様な担い手の経営課題の解決を支援するため、「農業経営改善コンサルタント」（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）を委嘱し、市町村等に対して活用を働きかけた。

また、収入減少影響緩和対策の積立金管理業務を実施した。

(6) その他の地域農業振興に係る取組

県協議会構成機関・団体が連携し、農業生産基盤・環境の整備に努め、農業者の所得増大、地域の農業生産の拡大に取り組んだ。

3 会議等の開催

(1) 経営所得安定対策等推進事業及び総務事務関係

年 月 日	会 議 等 名	場 所	内 容
令和6年 4月17日	内部監査(下期)	J Aビル	・令和5年度業務及び会計執行状況について
4月17日	事務局会議	J Aビル	・令和6年度通常総会提出議案等の検討について ・その他
4月18日	監事監査	J Aビル	・令和5年度事業報告について ・令和5年度収支計算書について ・令和5年度貸借対照表及び財産目録について ・令和5年度正味財産増減計算書について
4月22日	幹事会	J Aビル	・令和6年度通常総会提出議案等について ・その他
4月26日	通常総会	J Aビル	・令和5年度事業報告並びに収支計算書について ・令和6年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について ・秋田県農業再生協議会諸規定の改正(案)について
7月31日	主食用米需給状況等に関する連絡会議	秋田地方 総合庁舎	・全国の需要動向の見通しについて ・県産米の需要動向の見通しについて ・直近の販売動向について ・地域再生協議会担当者等会議の内容について ・その他
8月1日 7日 9日	地域農業再生協議会担当者等地域会議	美郷町 秋田市 北秋田市	・コメの需給状況と今後の見通しについて ・県域集荷団体における直近の販売動向について ・県再生協の令和6年度事業計画について ・飼料作物やWCS用稲の基準単収について ・その他
11月7日	主食用米需給状況等に関する連絡会議	秋田地方 総合庁舎	・令和6年産の総括と7年産に向けた取組方針(案)について ・令和7年産米の県の「生産の目安」(案)について ・令和7年度産地交付金の県推進枠の設定(案)について ・その他
11月14日	事務局会議	J Aビル	・令和6年産の総括と7年産に向けた取組方針(案)について ・令和7年産米の県の「生産の目安」(案)について ・令和7年度産地交付金の県推進枠設定(案)について ・その他

年 月 日	会 議 等 名	場 所	内 容
11月20日	幹事会	J Aビル	・需要に応じた米生産に関する専門部会等の活動状況について ・令和6年産の総括と7年産に向けた取組方針(案)について ・令和7年産米の県の「生産の目安」(案)について ・令和7年度産地交付金の県推進枠の設定(案)について
12月5日	臨時総会	秋田県庁	・需要に応じた米生産に関する専門部会等の活動状況について ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針について ・令和6年産米の総括と7年産米に向けた取組方針(案)について ・令和7年産米の「生産の目安」(案)について ・令和7年度産地交付金の県推進枠の設定(案)について
12月11日 ～12日	地域農業再生協 議会担当者等 地域会議	秋田市 美郷町 北秋田市	・令和6年産米の総括と7年産米に向けた取組方針について ・全国の需給見通しについて ・令和7年産米の「生産の目安」について ・県域集荷団体の6年産米販売動向と7年産米に向けた取組について ・水田面積と加工用米等に用いる合理的な単収について ・地域再生協から県再生協への「生産の目安」の報告について ・令和7年度産地交付金の県推進枠の設定について ・その他
12月26日	内部監査(上期)	J Aビル	・令和6年度上期業務及び会計執行状況について
令和7年 3月12日	需要に応じた米生 産に関する専門部 会	秋田テル サ	・情報提供 ・米を取り巻く状況について 東北農政局生産部 農産政策調整官 宮澤 一博 氏 ・県産米の需給見通しについて ・講演「日本産米の輸出をめぐる情勢について」 講師：J A全農インターナショナル(株) 木村 慧太郎 氏 ・その他 令和7年度県の施策について

(2) 認定農業者等育成支援事業

年 月 日	会 議 等 名	場 所	内 容
令和6年 6月28日	令和6年度認定農業者等支援研修会	秋田市	・講演 「水稻中干し延長及びバイオ炭の施用によるカーボンクレジット生成と収益化」 講師：株式会社フェイガー 農業事業開発マネージャー 松谷 達馬 氏 ・情報提供 「地域計画策定状況と今後の対応」 秋田県農林政策課 担い手支援チーム 副主幹 黒子 玲 氏 「秋田県農業会議からのお知らせ」 (一社) 秋田県農業会議 担い手・経営対策部
令和6年 11月14日 ～15日 11月25日 ～26日 12月2日 ～3日 12月9日 ～10日 12月23日 ～24日	令和6年度パソコン農業簿記講習会	由利本荘市 横手市 秋田市 美郷町 北秋田市	・パソコン農業簿記ソフトの操作研修 パソコン農業簿記ソフトによる入力、データ作成、勘定科目設定、仕訳入力、減価償却資産登録、決算処理等 ・講話 税理士（農業経営改善コンサルタント） 青色申告の手続きと複式簿記記帳のポイント、確定申告書の作成について ・情報提供 秋田県農業会議からのお知らせ (一社) 秋田県農業会議 担い手・経営対策部
令和7年 2月4日	令和6年度農業経営改善支援セミナー	秋田市	・講演 「超節水型マイコス米の優位性と課題～取組事例の成功と失敗～」 講師：株式会社NEWGREEN SUPPLY 資材部門長 大内 基弘 氏 ・経営事例報告 「令和6年度全国優良経営体表彰受賞者の経営事例」 農事組合法人平沢ファーム 代表理事 齋藤 又右衛門 氏 ・情報提供 「秋田県スマート農業普及推進について」

			秋田県農林政策課 研究推進チーム 副主幹 中村 智幸 氏 秋田県農業会議からのお知らせ (一社) 秋田県農業会議 担い手・経営対策部
--	--	--	--

令和6年度収支計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 経営所得安定対策等推進事業会計

収入総額	6,577,000	円
支出総額	6,577,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
経営所得安定対策等推進事業費補助金	6,577,000	6,577,000	0	
計	6,577,000	6,577,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
謝 金	140,000	25,000	△ 115,000	注1
旅 費	400,000	35,560	△ 364,440	注2
賃金及び共済費等	3,530,000	3,460,350	△ 69,650	注3
事務等経費	2,507,000	3,056,090	549,090	注4
計	6,577,000	6,577,000	0	

注1：研修会講師等謝金

注2：講師等旅費及び事務局員県内外旅費

注3：賃金等

注4：印刷製本費、会議費等

令和6年度収支計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

2 収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計

収入総額	1,058,439	円
支出総額	1,058,439	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	4,373,000	1,058,439	△ 3,314,561	
計	4,373,000	1,058,439	△ 3,314,561	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
事務費	3,989,000	639,839	△ 3,349,161	注1
人件費	384,000	418,600	34,600	
計	4,373,000	1,058,439	△ 3,314,561	

注1：収入減少影響緩和対策積立金返戻金の加入経営体への直接交付に係る支払手数料等

令和6年度収支計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

3 認定農業者等育成支援事業会計

収入総額	250,000	円
支出総額	250,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
認定農業者等育成支援事業委託費	250,000	250,000	0	
計	250,000	250,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
謝 金	30,000	25,000	△ 5,000	注1
旅 費	10,000	22,989	12,989	注2
事務等経費	210,000	202,011	△ 7,989	注3
計	250,000	250,000	0	

注1：講師・事例報告者等謝金

注2：講師・事例報告者、事務局員等旅費

注3：郵送料、会場使用料、人件費等

令和 6 年 度 収 支 計 算 書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

4 肥料価格高騰対策事業会計

収入総額	886,389	円
支出総額	886,389	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
肥料価格高騰対策事業費補助金	62	62	0	
繰越分	7,638	7,638	0	
預り金	0	878,689	878,689	
計	7,700	886,389	878,689	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
取組実施者支援金	0	0	0	
地域協議会交付金	0	0	0	
県協議会事業費	7,700	7,700	0	※
返還金	0	878,689	878,689	
計	7,700	886,389	878,689	

※：支払手数料等

令和 6 年 度 収 支 計 算 書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

5 国内肥料資源活用総合支援事業会計

収入総額	0 円
支出総額	0 円
差引金額	0 円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金	4,050,000	0	△ 4,050,000	
計	4,050,000	0	△ 4,050,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
取組実施者補助金	4,000,000	0	△ 4,000,000	
県協議会事業費	50,000	0	△ 50,000	※
計	4,050,000	0	△ 4,050,000	

※：支払手数料、旅費等

令和6年度貸借対照表並びに財産目録
(令和7年3月31日現在)

摘 要	金 額	
	明 細	合 計
資 産 の 部		
1. 現 金		0
2. 当 座 預 金		0
3. 普 通 預 金		0
(1)秋田県農業再生協議会口座	0	
(2)収入減少影響緩和対策積立金管理業務費口座	0	
(3)認定農業者等育成支援事業口座	0	
(4)肥料価格高騰対策事業口座	0	
4. 定 期 預 金		0
5. 預 け 金		0
6. 未 収 金		0
7. 仮 払 金		0
8. 固 定 資 産		0
9. 備 品		0
資 産 の 部 合 計		0
負 債 の 部		
1. 借 入 金		0
2. 預 り 金		0
3. 仮 受 金		0
4. 未 払 金		0
5. 経営所得安定対策等推進事業会計		0
6. 収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計		0
7. 認定農業者等育成支援事業会計		0
8. 肥料価格高騰対策事業会計		0
負 債 の 部 合 計		0
正 味 財 産 の 部		
1. 正 味 財 産		0
負債及び正味財産合計		0

注)収入減少影響緩和対策積立金自体の表記は略

正 味 財 産 増 減 計 算 書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

科 目	金 額		
I 増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額	0		
2 負債減少額		0	
増加額合計			0
II 減少の部			
1 資産減少額	0		
2 負債増加額			
経営所得安定対策推進事業会計		0	
収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計		0	
認定農業者等育成支援事業会計		0	
肥料価格高騰対策事業会計		0	
負債増加額合計		0	
減少額合計			0
当期正味財産減少額			0
前期繰越正味財産額			0
期末正味財産合計額			0

監 査 報 告 書

秋田県農業再生協議会規約第29条の規定により、令和7年5月15日会長より提出された令和6年度事業報告並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、及び財産目録、証拠書類について監査した結果、その内容は適正なものと認めます。

令和 7年 5月15日

秋 田 県 農 業 再 生 協 議 会

監 事 加賀谷 寛 

監 事 珍田祐美子 

議案第2号 令和7年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について

令和7年度事業計画(案)

1 事業実施の基本的考え方

秋田県農業再生協議会規約に基づき、以下の事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの検討・推進に関すること。
- (3) 県域の「生産の目安」を踏まえた、需要に応じた米生産の推進に関すること。
- (4) 担い手への農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 事業内容

(1) 経営所得安定対策等の推進

需要に応じた米生産及び本制度の円滑な運営に向け、助成内容や要件等について情報提供を行うなど、農業者に対する制度の周知や活用促進に向けた活動を行う。

また、産地交付金県推進枠の「大豆・重点野菜・新規需要米への助成」の対象品目のうち、新市場開拓用米（輸出用米）の単価を増額し、今後、需要の増加が期待される品目への取組を推進する。

(2) 水田収益力強化ビジョンの推進

水田収益力強化ビジョンについては、県域の関係農業団体や地域農業再生協議会と共有するとともに、水田のフル活用と特色ある産地づくりを図るため、地域と一体となって生産性向上及び低コスト生産に資する取組を推進する。

(3) 需要に応じた米生産の推進

需要に応じた米生産の実現に向け、事前契約の早期締結を推進するとともに、確実な需要が見込めない米については、非主食用米に係る制度の活用を働きかけ、新規需要米等への振り分けを促す。

また、本協議会に設置した「需要に応じた米生産に関する専門部会」や、地域農業再生協議会担当者等を参集したブロック別会議を開催することにより、国の施策や米情勢について関係団体と認識を共有する。

さらには、秋田米レポートによる全国及び県産米の需給状況とその需給見通しや、県全体の「生産の目安」について情報提供を行い、地域段階における需要に応じた米生産への取組を支援する。

(4) 農地の利用集積の推進

本県の強みであるほ場整備と農地集積、高収益作物の導入をセットにした「あきた型ほ場整備」を引き続き推進するとともに、農地の集積・集約化に向け、農地中

間管理事業推進チームを中心に関係機関が連携して現場段階の取組を進める。

(5) 担い手の育成・確保の推進

認定農業者等の経営改善や経営管理能力向上を目的とした研修会・セミナーを開催するとともに、多様な担い手の経営課題の解決を支援するため、「農業経営改善コンサルタント」（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）を委嘱し、市町村等に対して活用を働きかけるほか、収入減少影響緩和対策の積立金管理業務を実施する。

(6) その他の地域農業振興に係る取組

県協議会構成機関・団体が連携し、農業生産基盤・環境の整備に努め、農業者の所得増大、地域の農業生産の拡大に取り組む。

「国内肥料資源活用総合支援事業」では、国内資源を活用した肥料への転換に向けて、有機質肥料の試作を支援する。

3 会議等開催計画

(1) 経営所得安定対策等推進事業

年 月	会 議 等 名	内 容
令和7年 5月	事務局会議	幹事会提出議案
	内部監査	令和6年度業務及び会計執行
	監事監査	令和6年度事業、決算監査
	幹事会	総会提出議案
	通常総会	1) 令和6年度事業報告、収支計算書 2) 令和7年度事業計画(案)、収支予算書(案)等
8月	地域農業再生協議会担当者 等地域会議	1) 需給の見通しに関する情報提供 2) 各地域協議会における8年産米に向けた対応 等の報告
11月、12月	事務局会議 幹事会 臨時総会	1) 令和8年産米に向けた県全体の取組方針 2) 令和8年産米の県の「生産の目安」の設定 3) 令和8年度産地交付金の配分方針(案)
12月	地域農業再生協議会担当者 等地域会議	1) 令和8年産米の取組方針及び県の「生産の目 安」 2) 地域の合理的な単収、県全体の水田台帳面積 の情報提供 3) 令和8年度産地交付金の配分方針(案) 4) 事前契約の推進と契約状況に基づく非主食用 米への振り分け
12月	内部監査	令和7年度業務及び会計執行
令和8年 3月	需要に応じた米生産に関す る専門部会	1) 需給の見通しに関する情報提供 2) 需要に応じた生産・販売に関する研修
令和7年4月 ～ 令和8年3月	主食用米需給状況等の連絡 会議（適宜開催）	1) 県域団体における今後の需給見通し等
令和7年4月 ～ 令和8年3月	全県巡回指導	1) 産地交付金県推進枠の周知等 2) 事前契約の推進及び非主食用米への振り分け の働きかけ 3) 需要に応じた米生産の推進に向けた協議
令和7年4月 ～ 令和8年3月	需要に応じた米生産及び水 田フル活用に向けた取組に 係る情報の収集と提供	1) 県産米の動向や需給状況等に関する情報収集 とそれに基づく、秋田米レポートの発行 (年3回)
	制度関係冊子の作成・配布 協議会ホームページの運営 ・情報発信	(必要に応じて随時情報提供)

(2) 認定農業者等育成支援事業

年 月	会 議 等 名	内 容
令和7年6月 ～ 令和8年3月	農業経営改善コンサルタント（専門家）の派遣	・担い手の経営改善や労務管理等に関する指導 ・研修会、セミナーでの講話
令和7年6月	認定農業者等支援研修会	・農業に関する情勢や支援策等の講話 ・経営改善に関する情報提供
令和7年 11月～ 12月	パソコン農業簿記講習会	・講話 税理士（農業経営改善コンサルタント） 青色申告の制度・手続きと複式簿記記帳のポイント ・パソコン農業簿記ソフトの操作研修 パソコン農業簿記ソフトによる入力、データ作成、勘定科目設定、仕訳入力、決算処理等
令和8年2月	農業経営改善支援セミナー	・経営改善に向けた取組事例等の講話 ・経営改善に関する情報提供

令和 7 年 度 収 支 予 算 書 (案)
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 経営所得安定対策等推進事業会計

収入総額	6,822,000	円
支出総額	6,822,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
経営所得安定対策推進事業費補助金	6,822,000	6,577,000	245,000	
計	6,822,000	6,577,000	245,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
謝 金	70,000	140,000	△ 70,000	注 1
旅 費	400,000	400,000	0	注 2
賃金及び共済費等	3,680,000	3,530,000	150,000	注 3
事務等経費	2,672,000	2,507,000	165,000	注 4
計	6,822,000	6,577,000	245,000	

注 1 : 研修会講師等謝金

注 2 : 講師等旅費及び事務局員県内外旅費

注 3 : 賃金等

注 4 : 印刷製本費、会議費等

令和 7 年 度 収 支 予 算 書 (案)
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

2 収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計

収入総額	4,080,000	円
支出総額	4,080,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	4,080,000	4,373,000	△ 293,000	
計	4,080,000	4,373,000	△ 293,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
事 務 費	3,660,000	3,989,000	△ 329,000	注 1
人 件 費	420,000	384,000	36,000	
計	4,080,000	4,373,000	△ 293,000	

注 1：収入減少影響緩和対策積立金返戻金の加入経営体への直接交付に係る支払手数料等
(振込手数料：@440×8,308件=3,655,520円、ほか事務費 4,480円)

【参考】積立金の状況

期首残高 (R7.4.1現在)：1,617,152,615円

令和 7 年 度 収 支 予 算 書 (案)
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

3 認定農業者等育成支援事業会計

収入総額	250,000	円
支出総額	250,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
認定農業者等育成支援事業委託費	250,000	250,000	0	
計	250,000	250,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
謝 金	30,000	30,000	0	注 1
旅 費	10,000	10,000	0	注 2
事務等経費	210,000	210,000	0	注 3
計	250,000	250,000	0	

注 1 : 講師・事例報告者等謝金

注 2 : 講師・事例報告者・事務局員等旅費

注 3 : 郵送料、会場使用料、人件費等

令和 7 年 度 収 支 予 算 書 (案)
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

4 国内肥料資源活用総合支援事業会計

収入総額	783,378	円
支出総額	783,378	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金	783,378	4,050,000	△ 3,266,622	
			0	
計	783,378	4,050,000	△ 3,266,622	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
取組実施者補助金	733,378	4,000,000	△ 3,266,622	
県協議会事業費	50,000	50,000	0	※
計	783,378	4,050,000	△ 3,266,622	

※：支払手数料、旅費等

議案第 3 号 秋田県農業再生協議会諸規程の改正（案）について

1 改正理由

事業の廃止に伴い、必要な改正を行う。

- ・ 肥料価格高騰対策事業の削除。

2 改正する諸規程

- ① 秋田県農業再生協議会規約
第 4 条（事業）
- ② 秋田県農業再生協議会事務処理規程
第 3 条（事務処理体制）
- ③ 秋田県農業再生協議会会計処理規程
第 4 条（会計区分）及び第 8 条（経理責任者）
- ④ 秋田県農業再生協議会文書取扱規程
第 4 条（文書管理責任者）

3 新旧対照表

別紙のとおり

秋田県農業再生協議会規約 一部改正 新旧対照表

新	旧
第1条～第3条 (略) (事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。 (2) 水田収益力強化ビジョンの推進に関すること。 (3) 県域の主食用米の「生産の目安」の提示に関すること。 (4) 農地の利用集積に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。 (8) 畑作物産地形成促進事業の推進に関すること。 (9) コメ新市場開拓等促進事業の推進に関すること。 (削除) (10) 国内肥料資源活用総合支援事業に関すること。 (11) その他、地域農業を振興するために必要なこと。 2 (略) 第5条～第33条 (略)	第1条～第3条 (略) (事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。 (2) 水田収益力強化ビジョンの推進に関すること。 (3) 県域の主食用米の「生産の目安」の提示に関すること。 (4) 農地の利用集積に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。 (8) 畑作物産地形成促進事業の推進に関すること。 (9) コメ新市場開拓等促進事業の推進に関すること。 (10) 肥料価格高騰対策事業に関すること。 (11) 国内肥料資源活用総合支援事業に関すること。 (12) その他、地域農業を振興するために必要なこと。 2 (略) 第5条～第33条 (略)

秋田県農業再生協議会事務処理規程 一部改正 新旧対照表

新	旧
第1条～第2条 (略) (事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。 【事務の区分】 【責任者】 (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部 (以下「県」という。) 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (6) 畑作物産地形成促進事業に係る事務 県園芸振興課長 (7) コメ新市場開拓等促進事業に係る事務 県水田総合利用課長 (8) 国内肥料資源活用総合支援事業に係る事務 県水田総合利用課長	第1条～第2条 (略) (事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。 【事務の区分】 【責任者】 (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部 (以下「県」という。) 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (6) 畑作物産地形成促進事業に係る事務 県園芸振興課長 (7) コメ新市場開拓等促進事業に係る事務 県水田総合利用課長 (8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 県水田総合利用課長 (9) 国内肥料資源活用総合支援事業に係る事務 県水田総合利用課長

秋田県農業再生協議会会計処理規程 一部改正 新旧対照表

新	旧
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(会計区分)	(会計区分)
第4条 県協議会の会計区分は以下に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度毎に区分経理する。	第4条 県協議会の会計区分は以下に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度毎に区分経理する。
(1) 経営所得安定対策等推進事業会計	(1) 経営所得安定対策等推進事業会計
(2) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計	(2) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計
(3) 認定農業者等育成支援事業会計	(3) 認定農業者等育成支援事業会計
(削除)	(4) 肥料価格高騰対策事業会計
(4) 国内肥料資源活用総合支援事業会計	(5) 国内肥料資源活用総合支援事業会計
2 (略)	2 (略)
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)
(経理責任者)	(経理責任者)
第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。	第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。
2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。	2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。
(事務の区分) (経理責任者)	(事務の区分) (経理責任者)
(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務	(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務
秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長	秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長
(2) 過年度の実施対策・事業に係る事務	(2) 過年度の実施対策・事業に係る事務
秋田県農林水産部水田総合利用課長	秋田県農林水産部水田総合利用課長
(3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に係る事務	(3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に係る事務

新	旧
(削除) 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (4) 国内肥料資源活用総合支援事業に係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長 3 (略) 第9条～第37条 (略)	一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (4) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長 (5) 国内肥料資源活用総合支援事業に係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長 3 (略) 第9条～第37条 (略)

秋田県農業再生協議会文書取扱規程 一部改正 新旧対照表

新	旧
第1条～第3条 (略) (文書管理責任者) 第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部 (以下「県」という。) 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 県園芸振興課長 (6) 畑作物産地形成促進事業に係る事務 県水田総合利用課長 (7) コメ新市場開拓等促進事業に係る事務 県水田総合利用課長 (削除) (8) 国内肥料資源活用総合支援事業に係る事務 県水田総合利用課長	第1条～第3条 (略) (文書管理責任者) 第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部 (以下「県」という。) 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 県園芸振興課長 (6) 畑作物産地形成促進事業に係る事務 県水田総合利用課長 (7) コメ新市場開拓等促進事業に係る事務 県水田総合利用課長 (8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 県水田総合利用課長 (9) 国内肥料資源活用総合支援事業に係る事務 県水田総合利用課長

新	旧
(9) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長 (10) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長	(10) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長 (11) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長
第5条～第19条 (略)	第5条～第19条 (略)

秋田県農業再生協議会規約

平成16年	3月24日	制定
平成17年	4月13日	改正
平成19年	4月13日	改正
平成20年	12月10日	改正
平成21年	4月10日	改正
平成21年	7月17日	改正
平成22年	4月21日	改正
平成23年	4月27日	改正
平成24年	4月20日	改正
平成25年	3月 6日	改正
平成25年	4月15日	改正
平成26年	2月20日	改正
平成26年	4月18日	改正
平成27年	2月 6日	改正
平成27年	4月21日	改正
平成28年	4月25日	改正
平成29年	4月26日	改正
平成30年	4月25日	改正
平成31年	4月26日	改正
令和 2年	4月28日	改正
令和 2年	8月28日	改正
令和 3年	4月28日	改正
令和 4年	4月28日	改正
令和 4年	8月30日	改正
令和 5年	4月26日	改正
令和 6年	4月26日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 県協議会は、主たる事務局を秋田市八橋南二丁目10-16 秋田県農業協同組合中央会に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの推進に関すること。
- (3) 県域の主食用米の「生産の目安」の提示に関すること。
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (6) 担い手の育成・確保に関すること。
- (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。
- (8) 畑作物産地形成促進事業の推進に関すること。
- (9) コメ新市場開拓等促進事業の推進に関すること。
- (10) 肥料価格高騰対策事業に関すること。
- (11) 国内肥料資源活用総合支援事業に関すること。
- (12) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を農業協同組合等に委託して実施することができる。

第2章 構成

(県協議会の構成)

第5条 県協議会は、次の機関・団体をもって構成する。

秋田県（以下「県」という。）

秋田県市長会（以下「県市長会」という。）

秋田県町村会（以下「県町村会」という。）

一般社団法人秋田県農業会議（以下「県農業会議」という。）

秋田県農業協同組合中央会（以下「県農協中央会」という。）

全国農業協同組合連合会秋田県本部（以下「全農県本部」という。）

秋田県主食集荷商業協同組合（以下「県主食集荷商協」という。）

秋田県農業共済組合（以下「県農業共済組合」という。）

秋田県土地改良事業団体連合会（以下「県土地連」という。）

公益社団法人秋田県農業公社(秋田県農地中間管理機構)（以下「県農業公社」という。）

秋田県産米改良協会（以下「県産米改良協会」という。）

秋田県認定農業者組織連絡協議会（以下「県認定農業者協」という。）

秋田県米穀小売商業組合（以下「県米穀小売組合」という。）

公立大学法人秋田県立大学（以下「県立大」という。）

秋田県農業法人協会（以下「県法人協会」という。）

第3章 役員

(役員の定数及び選任)

第6条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監 事 2名

2 県協議会の会長には県知事を、副会長には県農協中央会会長、県農林水産部長を充てるものとする。

3 監事には、県市長会事務局次長、及び県町村会総務課長を充てるものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故がある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要がある時は、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をした時、その他特別の事由がある時は、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第11条 役員は無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席者のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 県協議会の構成機関・団体より、会議の目的たる事項を示した書面により開催の請求があったとき。
 - (2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、構成機関・団体に通知しなければならない。

- 3 総会の開催に当たっては、透明性をもって公正な議論が行われるよう予めインターネット、広報誌等を活用し、会議の日時、場所、目的及び審議事項の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

- 第14条 総会は、構成機関・団体の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 構成機関・団体は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第16条に規定する場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

- 第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。
- 2 前項にかかわらず、国による制度変更や補正予算による新規事業へ対応するため、会長が緊急を要すると判断した場合は、幹事会の協議を経て書面による持ち回り議決ができるものとする。

(特別議決事項)

- 第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 構成機関・団体の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第19条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 秋田県市長会事務局長
- (2) 秋田県町村会事務局長
- (3) 秋田県農業協同組合中央会営農農政部長
- (4) 全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部長
- (5) 秋田県主食集荷商業協同組合業務部長
- (6) 一般社団法人秋田県農業会議事務局長
- (7) 秋田県土地改良事業団体連合会常務理事
- (8) 公益社団法人秋田県農業公社事務局長
- (9) 秋田県農業共済組合農産園芸部長
- (10) 秋田県農林水産部次長
- (11) 秋田県農林水産部水田総合利用課長

3 幹事長には、県農林水産部次長を充てるものとする。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第20条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 第15条2項に関すること。
- (4) その他幹事会において必要と認めた事項

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる機関・団体ごとに置く。

- (1) 県
- (2) 県農協中央会
- (3) 全農県本部
- (4) 県主食集荷商協
- (5) 県農業会議
- (6) 県農業公社

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

尚、前項第1号においては、各地域振興局単位に地域班を設置し、責任者として班長を置く。

4 会長は、構成する機関・団体の中から、事務局長及び事務局次長を任命する。

5 事務局長は、業務を総括し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(業務の執行)

第22条 県協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲

げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 県協議会は、各事務局ごとに、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておくものとする。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 所掌する事務に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (3) その他所掌する事務に係る前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 県協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

- 第30条 会長は、第28条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、東北農政局長に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

- 第31条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会長は、遅滞なく東北農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第32条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

- 第33条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

付則

- 1 この規約は、設立総会において議決した日から施行する。
- 2 本推進本部の設立当初の役員の任期は、第8条1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 本推進本部の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本推進本部の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず県推進本部規約の施行日から平成17年3月31日までとする。
- 5 平成19年度に執行する平成18年産対策(麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策)については、なお、従前の例により取り扱うものとする。
- 6 秋田県担い手育成総合支援協議会の解散に伴い、事業及び会計並びに証拠書類等を本協議会が承継する。尚、承継時期は、秋田県担い手育成総合支援協議会が、東北農政局から秋田県農業再生協議会への権利義務の承継にかかる承認を受けた日とする。

付則 この規約の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成31年4月26日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和2年4月28日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和2年8月28日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和3年4月28日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和 4年4月28日から施行する。
付則 この規約の改正は、令和 4年8月30日から施行する。
付則 この規約の改正は、令和 5年4月26日から施行する。
付則 この規約の改正は、令和 6年4月26日から施行する。

秋田県農業再生協議会の組織体制

